

令和元年6月21日現在

機関番号：32675

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2018

課題番号：26380217

研究課題名(和文) 東アジア地域秩序の展望 - 国際ルールの形成過程における規範の衝突と融合

研究課題名(英文) What will a future East Asian regional order look like? The dynamics of norm contestation and hybridization in Asian institutions

研究代表者

湯澤 武 (Yuzawa, Takeshi)

法政大学・グローバル教養学部・教授

研究者番号：10583883

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、東アジアの地域制度において政治・安全保障関係を規律する国際ルールが形成される仕組みを解明することで、地域秩序を展望することを目的とした。研究の結果、それらのルールの性質とは、リベラル規範支持国と非リベラル規範支持国とのバーゲニングによる妥協の産物、いわば双方が投射する規範の最小公倍数的な融合物であり、先行研究が示すような米国が標榜するリベラル規範に地域諸国が社会化されて生まれたものではないことが明らかになった。つまりこの地域には、実効性が欠如したルールによって構成されたいわば形骸化したリベラル国際秩序が発展しつつあるといえる。研究成果は、国内外の学会や学術誌、学術書で発表された。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究の学術的意義は、国際制度に制度化された規範の意味解釈が、それぞれ異なる解釈を支持するアクター間のバーゲニングによって変容するメカニズムを明らかにすることで、国際規範の拡散やルール形成に関する研究に新たな分析視点を提示したことである。また社会的意義としては、東アジアの地域諸国間の政治・安全保障関係を規律するルールが形成されるメカニズムを上記分析視点から考察することで、この地域に存在する国際秩序の姿とその展望を(先行研究とは異なる形で)明らかにしたことがあげられる。

研究成果の概要(英文)：This research examines the prospects of regional order in East Asia by analyzing the dynamics of norm contestation and hybridization within Asian institutions, pertaining to international rules governing regional political and security relations. It reveals that the nature of emerging regional rules largely reflects the compromised outcome of bargaining between liberal and illiberal states over desirable norms dictating their practices. In other words, those rules are the products of hybridization of differing norms in the form of the lowest common denominator. Consequently, while the guiding principles of Asian institutions are mainly defined by "liberal norms", the content of the regional rules borne out from those institutions do not adequately reflect the standard definitions of those norms. In this regard, an emerging regional order can be seen as a "superficial" liberal order sustained by the rules having no clearly-recognizable effects on the behavior of many regional states.

研究分野：国際関係論

キーワード：国際規範 国際秩序 国際制度 規範研究 構成主義 東アジア 規範伝播 国際関係理論

1. 研究開始当初の背景

主に 2000 年代後半以降、中国の台頭を受けて、国内外の学会では東アジア地域秩序の展望が盛んに議論されるようになった。本研究の開始時点において、先行研究にはそれぞれ異なる理論を基礎とする二つの大きな潮流があった。第一の潮流は、米国の優越的パワーを基盤とする国際秩序の継続や米中間の勢力均衡による双極体制、また中国を頂点とした階層的秩序の再興など、米中両大国の経済力・軍事力の相対的な変化を考察することで地域秩序を展望するものであった。これらの先行研究は、国際秩序を規定する国際ルールの性質は、国家のパワーによって左右されるものであり、ゆえに国際秩序は必然的に大国が選好する規範を基盤として形成されるという理論的観点から組み立てられていた。たとえば G. John Ikenberry は、第二次世界大戦後の国際社会では、覇権国である米国の主導により構築された国際制度を通して、同国が標榜するリベラル規範（協調的安全保障、法の支配、人権など）を強く反映した国際ルールが発展してきたと主張する一方で、Martin Jacques は今後国際関係のルールは中国の台頭により同国が選好する非リベラル的な規範に基づいたものへと変化していくという論考を提示した。

第二の潮流は、国際ルールの形成過程を分析するにあたり、国家の軍事的・経済的パワーといった物質的要素だけでなく、アイデアや言説といった観念的要素の影響に焦点をあて、特定の規範が大国の力による強制や懲罰ではなく、中小国を含めた規範伝達者による説得行為などを通して他の地域諸国に規範が伝播する過程（「社会化」メカニズム）を考察するものであった。これらの研究の論考は、ルールの形成過程におけるアクターの影響力は、アクターが投射する規範の魅力（正当性や倫理性など）やその規範を伝達する力（言説力）といった観念的要素に大きく依拠するという理論に基づくものであった。たとえば Iain Johnston は、東南アジア諸国連合（ASEAN）地域フォーラム（ARF）における地域諸国間の社会的インタラクションを考察し、中国が（当初 ARF のような多国間制度に参加すること自体を躊躇していたにも拘わらず）規範推進国による説得行為によって協調的安全保障規範に徐々に社会化されるプロセスを提示した。

上記二つの潮流には、その分析アプローチは違えども、一つの共通点があった。それは先行研究の多くが、覇権国家（米国）による追随国へのリベラル規範の強制または懲罰、あるいは民主主義国家から非民主主義国家への社会化メカニズムを通したリベラル規範の伝播といったように、ルール形成過程における国家間の規範の拡散を右から左へと一方通行的に解釈し、ゆえに程度の差こそあれ、東アジア地域に存在するあるいは発展しつつある国際秩序を「リベラル国際秩序」と捉えていることであった。

しかしながら、このような先行研究の論考は、東アジア地域秩序の姿を正確に映し出しているとは言い難いものであった。冷戦終結以降、この地域には、ARF、アジア太平洋経済協力会議（APEC）、東アジア首脳会議（EAS）といった多様な地域制度が誕生し、先行研究が指摘するように、それらの地域制度にはリベラル規範が制度化され、それら規範の推進が組織目標として掲げられた。しかし、それら組織目標に基づいて形成されたルールは、規範の推進に資する実効的なルールと呼ぶには程遠い、つまり制度化されたリベラル規範を十分に反映しているとは言い難いものであった。この現象は、ルールの形成過程において、リベラル規範が本来の意味とは違う形でルールに反映されたことを示すとともに、先行研究が提示したルール形成のモデル（すなわち民主主義国家から非民主国家への直線的なリベラル規範の伝播）が非現実的なものであることを表すものであった。このような観察事実から、本研究の代表者は、東アジアにおける国際秩序の動態やその展望を明らかにするためには、地域秩序を規定するルールの形成過程を先行研究とは異なる理論的視点から今一度考察する必要があると考えるに至った。

2. 研究の目的

研究代表者は、本研究の助成を受ける以前から、東アジアの地域制度における規範拡散およびルール形成過程を分析対象とする研究に取り組んできた。例えば2012年4月のInternational Studies Association (ISA)の年次大会で報告した論文では、東アジアにおける国際規範の伝播過程を構成主義の視点から説明する先行研究を批判する形で、なぜ東アジアの地域制度では、先行研究が示した社会化の条件が揃っているにも拘わらず、リベラル規範支持諸国から非リベラル規範支持諸国へ直線的な規範の伝播がみられないのか、その「非社会化」のメカニズムの解明を試みた。本研究は、それらの研究を更に進め、地域制度において国際規範が地域諸国の政治・安全保障関係を規律するルールへと転換される過程とそのメカニズムを解明することで、東アジアの地域秩序に関する研究および国際規範の拡散とルール形成に関する研究の発展に貢献することを目的とした。具体的には、¹⁾については現行の地域秩序の姿とその展望を先行研究とは異なる形で明らかにすること、また²⁾については上記過程のメカニズムをモデル化することで、当該研究分野に新たな分析枠組みを提示することを目的とした。本研究が対象としたルール形成の分野は、軍事的透明性、紛争予防、海上の安全保障（特に南シナ海）である。

本研究が想定した地域制度におけるルール形成過程とは、「覇権国主導」モデルや「社会化」モデルが示すような民主主義国家から非民主主義国家への一方通行的なリベラル規範の伝播、あるいは「ローカル化」モデルが示すような地場の文化への適合といったようなものではなく、リベラル規範支持国と非リベラル規範支持国間のバーゲニング、いわば両者が投射する規範の衝突とその融合である。この仮説の下、本研究は、上記目的を達成するために以下の問いを設定した。

地域の主要諸国はどのような規範を国際ルールに反映させようとしてきたのか。

地域制度の場で展開されるルールをめぐるアクター間のインタラクションの実態とは何か。異なる規範がどのような形で融合もしくは排除され、国際ルールとして成立していくのか。融合の結果、規範の意味解釈はどのように変化するのか。規範の融合はどのような条件のもとで起きるのか。

東アジアの政治・安全保障関係を規律するルールの性質とは何か。それは地域秩序をどのような方向に導いているのか。

3. 研究の方法

本研究では、まず研究代表者がこれまで研究してきた地域制度における国際規範の拡散、ルール形成に関する理論研究を更に発展させ、本研究に適した分析枠組みの構築に取りかかった。具体的には、2012年のISA年次大会で報告した理論モデルと先行研究を基に枠組みを構築する作業を行った。同時に地域主要諸国の秩序観（政治・安全保障分野においていかなる規範を支持しているのか）やルールの形成過程における地域主要諸国間のインタラクションの実態を明らかにすべく、これらの事項に関するデータ収集を行った。具体的には、当該分野における先行研究や公式記録などの文献調査を行うとともに、日本、インドネシア、タイ、シンガポール、中国にて政府関係者および研究者やジャーナリストなどの有識者に聞き取り調査を行った。また本研究の分析対象の一つであるARFの政府間会合にオブザーバー資格で参加した。予算的制約や学内業務や家庭の事情からくる時間的制約によって、国外での聞き取り調査は、研究計画書どおりに実施することができなかったが、研究の推進に十分なデータを収集することができた。特にARFの政府間会合への参加は、交渉の現場を直接的に観察することができ大変

貴重な機会であった。

4．研究成果

本研究の研究成果の簡潔なまとめは以下のとおりである。

この地域では米国が長年に亘り優越的なパワーを保持してきたにも拘らず、なぜ政治・安全保障関係を規律するルールに米国が標榜するリベラル的規範が強く反映されてこなかったのか。それは、東アジアにおける国際ルールの仕組みが、上記で説明した「覇権国主導」モデルや「社会化」モデルが示すようなものではなく、あくまでも異なる規範を支持するアクター間の ASEAN Way という運営原則に基づいた複雑なバーゲニングによるものだからである。

東アジアの地域制度にはリベラル規範が制度化され、それら規範の推進が組織目標として掲げられた。しかし非リベラル規範支持国はルール形成を巡るバーゲニングの際に「コンセンサスによる意思決定」や「全ての参加国にとって快適なペースでの進展」といった地域制度の運営原則を効果的に活用し、米国を代表とするリベラル規範支持国が打ち出す規範の意味内容をなるべく自らの利益に沿ったものへと変化させ、ルールに浸透させることに成功している。これらの結果、ルールの形骸化現象が起きることがある。つまり制度化された規範を推進する力を失った状態でルールが形成されることもある。

つまり、この地域に発展しつつある政治・安全保障関係を規律する国際ルールの性質とは、両者間のバーゲニングによる妥協の産物、換言すれば双方が投射する規範の「最小公倍数的」な融合物であるといえる。したがって東アジアには、先行研究が指摘するような米国が標榜するリベラル規範を強く反映した国際秩序は存在しないといえる。換言すればこの地域には、実効性が欠如した国際ルールによって構成されたいわば形骸化したリベラル国際秩序が発展しつつあるといっても過言ではない。

研究成果は、国内の学会報告論文が2本、国外での学会報告論文が2本、査読論文が2本(国際学術誌、国内学術誌各1本)、図書が2冊である。上記のように本研究が対象としたルール形成の分野は、軍事的透明性、紛争予防、海上の安全保障(特に南シナ海)であるが、軍事的透明性と紛争予防については学会発表の論文、海上の安全保障の分野については学会発表の論文および雑誌論文の が相当する。また上記問いの関連論文として雑誌論文 および図書、地域秩序の展望を総合的に研究したものとして図書 がある。

5．主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計2件)

Takeshi Yuzawa, “From a Decentering to Recentering Imperative: Japan's Approach to Asian Security Multilateralism”, *The Pacific Review*, vol.31, no. 4, 2018, pp.460-479. 査読有り。

湯澤武「ASEAN の対南シナ海外交の効用と限界 - ルール形成の取り組みを中心に」『アジア研究』第63巻、第4号、2017年、39 - 57頁、査読有り。

〔学会発表〕(計4件)

Takeshi Yuzawa, “Adoption, Modification, Degradation of Liberal Norms?: Norm Dynamics in Asian Institutions”, paper presented at International Studies Association (ISA) 59th Annual Convention, San Francisco, USA, April 4-7, 2018.

湯澤武、「南シナ海のルール形成をめぐる国際政治 - 規範とパワーの相克」日本国際政治学会2017年度研究大会、2017年10月27～29日。

湯澤武、「ASEAN の対南シナ海外交の効用と限界：地域秩序形成へのインプリケーション」
2016 年度アジア政経学会秋季大会、2016 年 11 月 19 日。

Takeshi Yuzawa, “How Institutionalized Norms are Degraded: The Politics of International Rule-Making in East Asia”, paper presented at International Studies Association (ISA) 57th Annual Convention, Atlanta, GA, USA March 16-19, 2016

〔図書〕(計 2 件)

福田保、湯澤武、他『アジアの国際関係 移行期の地域秩序』春風社、2018 年、293 頁 (29-47)。

Alan Chong, Takeshi Yuzawa, et al., *International Security in the Asia-Pacific: Transcending ASEAN towards Transitional Polycentrism*, Palgrave Macmillan, 2017, 429 (149-173)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年：
国内外の別：

取得状況 (計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年：
国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6 . 研究組織

(1)研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号 (8 桁)：

(2)研究協力者

研究協力者氏名：

ローマ字氏名：